

## ※ くじゅうアグリ創生塾が所管する財産の使用・貸付について ※

くじゅうアグリ創生塾所管の財産を使用する際には、行政財産使用許可申請または県有財産貸付申請に基づき、使用許可または貸付契約(以下「使用許可等」という。)を結びます。  
従来の紙での申請に加え、電子申請にて行うことが出来ます。

手続きの流れは、次のとおりです。

### くじゅうアグリ創生塾の所管財産であるかの確認

大分県の土地・建物等は、県庁・各振興局・土木事務所等で管理しているので、まず、くじゅうアグリ創生塾の所管財産であるか確認して下さい。



### 使用・貸付の相談・協議

くじゅうアグリ創生塾が所管する土地・建物等でも使用許可等できない場合があるので、申請を行う前に必ず事前に相談・協議を行ってください。



### 使用・借受の申請

協議の結果、使用許可等ができる場合は、「行政財産使用許可申請書」または「県有財産貸付申請書」を提出していただきます。



### 使用許可または貸付契約の締結

申請に基づき、「行政財産使用許可書」を交付、またはくじゅうアグリ創生塾と申請者との間で「県有財産貸付契約書」を取り交わします。



### 使用料等の納付

使用許可または貸付契約に基づき、くじゅうアグリ創生塾が算定した使用料または貸付料を納付していただきます。

その他、使用や貸付に際して、水道料や電気料等その他の経費が生じる場合には、くじゅうアグリ創生塾が算定した経費を申請者から定期に納付していただきます。

### 財産の寄付について

土地・建物等の財産をくじゅうアグリ創生塾へ寄付する場合は、電子申請にておこなってください。

なお、事前に相談・協議が行われていない財産の寄付は受納いたしません。